海上保安庁　第九管区海上保安本部
障害者を対象とする選考採用試験（係員級）

1　職務内容

第九管区海上保安本部では、海上における犯罪の予防及び捜査、海難救助、船舶交通の安全確保などの現場第一線の業務を円滑・適正に遂行するため、総務や会計などの管理業務従事する職員を募集します。

採用後は、一般職の国家公務員（国土交通事務官）として、第九管区海上保安本部（美咲合同庁舎２号館）において、庶務、給与、福利厚生、会計などの業務に従事します。

2　応募資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす者

(1)　次のいずれかに掲げる手帳等の交付を受けている者
※手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であること

ア　身体障害者手帳

イ　身体障害者福祉法第 15 条の規定により都道府県知事の定める医師が当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

ウ　産業医又は人事院規則 10-4 第 9 条等に規定する健康管理医によるイに準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害に係るものを除く）

エ　都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

オ　精神障害者保健福祉手帳

(2)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号、以下同じ）による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（採用日までに卒業見込みの者を含む）

(3)　以下のいずれかに該当しない者

ア　日本国籍を有しない者

イ　国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号、以下同じ）第 38 条の規定により、国家公務員となることができない者
〇拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
〇一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
〇日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する

政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ　平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

エ　採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者（令和 9 年度における定年年齢は 63 歳）

3　選考に当たっての考慮事項

（1）パソコン（ワード、エクセル等）による書類作成ができること

（2）書類整理、ファイリング、各種データの入力・管理ができること

4　採用予定人数

若干名

5　採用予定時期

令和９年４月１日（水）

6　勤務地

新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1　美咲合同庁舎 2 号館

7　勤務条件等

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に基づき、国家公務員として採用されます。

給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

その他、支給要件を満たした場合は諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末･勤勉手当（いわゆるボーナス）等）が支給されます。

･基本給（月額 195,800 円～316,800 円）

･扶養手当（子月額 13,000 円等）

･住居手当（月額最高 2.8 万円）

･通勤手当（6 か月定期券等の価格（1 か月あたり最高 15 万円））

･超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）

･期末･勤勉手当（成績区分が良好（標準）の場合、1 年間に俸給等の約 4.65 月分）

※上記基本給及び各種手当は令和 8 年 11 月 1 日現在のものになります。

8　勤務時間・休暇

（1）勤務時間は 1 日 7 時間 45 分（08:30～17:15、休憩時間 60 分)、原則として土・日曜日、祝日及び年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日は休みです。業務状況等に応じてテレワーク等も活用できます。

（2）休暇は、年 20 日の年次休暇（採用の年はこれより少ない場合が有ります（4 月

1日採用の場合15日)。残日数は20日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

9　美咲合同庁舎2号館の設備状況

ア　エレベーター：有
イ　点字表示：有
ウ　トイレ：車椅子用洋式

10　選考日程、選考方法及び試験地

(1) 受付期間：令和8年11月2日(月)から令和8年12月2日(水)17:00
※メールの場合は締め切り日17:00まで受信有効、郵送の場合は消印有効

(2) 一次選考
選考方法：経歴評定
応募時に提出いただいた履歴書・職務経歴書により選考します。
作文試験（文章による表現力、課題に対する理解力などの職務遂行に必要な能力を有しているかどうかを判断する試験）
合否通知日：令和8年12月18日(金)までに
応募者全員に郵送又はメールで結果を通知するとともに、合格者に対して二次選考試験日の日程調整等の詳細を個別にお知らせします。

(3) 二次選考
選考方法：人物試験（面接試験）
選考日程：令和9年1月12日(火)～1月22日(金)のうち指定する日
試験地：第九管区海上保安本部
〒950-8543
新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1　美咲合同庁舎2号館

(4) 最終合格発表
令和9年2月5日(金)までに
二次選考受験者全員に郵送又はメールで通知します。

11　応募方法

応募者は、受付期間内に以下の書類を郵送又は電子メールで提出してください。

① 選考採用申込書（様式1）
※要顔写真（3か月以内に撮影したもの）データ貼付可

② 職務経歴書
※職名だけでなく、各職名における職務の内容についても記載
※職務経歴書の様式は任意となります。

③　応募対象であることを証明する書類（障害者手帳等）の写し
④　作文　「採用後の海上保安庁における自身の役割」
※20 字×20 字の 800 字以内とします。
※作文の様式は任意となります。

12　書類提出先/照会先

住所：新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1　美咲合同庁舎 2 号館
担当：第九管区海上保安本部総務部人事課第一人事係
電話：025-285-0118（内線：2133、2134）
メール：jcg9-jinji-8e2t@ki.mlit.go.jp
※メールの件名は、
「海上保安庁第九管区海上保安本部選考採用試験について」
としてください。
※郵送の場合は、封筒に「第九管区海上保安本部選考採用試験提出書類」
と朱書し簡易書留で送付をお願いします。

13　その他

(1) 審査の内容及び審査の結果に関する問い合わせは、一切応じかねますので、ご了承ください。
(2) 応募の秘密については、厳守します。また、応募書類については、選考目的に限って使用し、選考終了後は、採用者の情報を除き、すべての個人情報を当方で責任をもって処分します。
(3) 送付いただいた応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
(4) 採用内定者に選考された場合、最終学歴等の卒業（修了）証明書、在籍した企業等発行の在職証明書、日本国籍の有無を確認するための住民票記載事項証明書及び各自で受診した身体検査票等を速やかに御提出していただくことになります。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。なお、証明書等については、給与額を決定する上でも必要となります。証明書がない期間については、職務経験として通算されませんのでご注意ください。
(5) 身体検査費用、二次選考のための来庁にかかる交通費等の採用試験受験に必要な費用は全て受験者負担となります。